平成２２年（フ）第５２５号
大分県別府市石垣西５丁目２番６―301号
ベルメゾン石垣西
債務者　但馬　文仁
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１７号
長野県松本市石芝３丁目12番４号
債務者　中越　紀雄
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　愛川　直秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０１２号
札幌市手稲区曙５条３丁目15番25号　曙５・３―102号
債務者　星野　修
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１１号
埼玉県草加市谷塚上町358番地１クローバーハイツ202号
債務者　川嶋　等
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
愛知県田原市小中山町田端75番地、住民票上の住所愛知県田原市光崎１丁目５番地３
債務者　小川　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２８５４号
札幌市南区川沿５条２丁目１番40―211号
債務者　西野　一宏
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７７号
札幌市白石区東札幌２条４丁目１番33号　グリーンコーポＡ―５号
債務者　小林　健身
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５５号
札幌市中央区南18条西８丁目２番９号　ＥＩ山鼻103号
債務者　小松　捷子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２８号
札幌市西区西町南15丁目２番12号　西町Ｓ15―203号
債務者　池田　清佳
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４５号
北海道江別市見晴台77番地の１
債務者　齋藤　富榮
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５２号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番20―110号
債務者　小倉恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１６３号
北海道石狩郡当別町栄町48番地29
債務者　藤江　美香
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１６９号
札幌市東区北47条東１丁目１番21号　ルミエール鷲津101
債務者　谷村　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７０号
札幌市東区北47条東１丁目１番21号　ルミエール鷲津101
債務者　谷村　幸美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１９７号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番35号
債務者　石岡千賀子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２１号
札幌市白石区中央２条５丁目８番26号
債務者　相澤　智美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３１号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番12―202号
債務者　石川　晶子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５０号
札幌市白石区南郷通７丁目北５番10号　安部アパート101号
債務者　沼田　忠義
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部